

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（または 500,000 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 成功報酬 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（または 500,000 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（または 500,000 円）</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-316265

事業所の名称及び所在地

合同会社 Hide&Geek
東京都中央区日本橋横山町 7-19

(別紙)

成功報酬が 100%となる場合は、専門職人材や経営人材等のハイスペック人材を紹介した場合のみとする。

なお、上記以外の通常の紹介の場合は、手数料上限を 35%とする。

但し、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。

(この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。)

返戻金制度について

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、
一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、
受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

1 ヶ月以内に紹介者が退職した場合	…紹介手数料の 80%
1 ヶ月～3 ヶ月以内に紹介者が退職した場合	…紹介手数料の 50%
3 ヶ月～6 ヶ月以内に紹介者が退職した場合	…紹介手数料の 30%

を、返戻金として返金致します。

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。 また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。